

9

法定相続情報証明制度のご案内

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります^{※1}。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

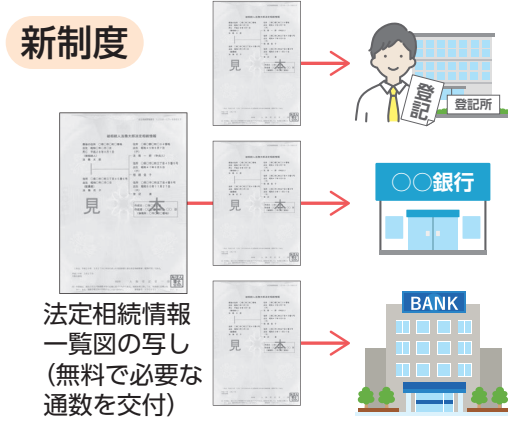
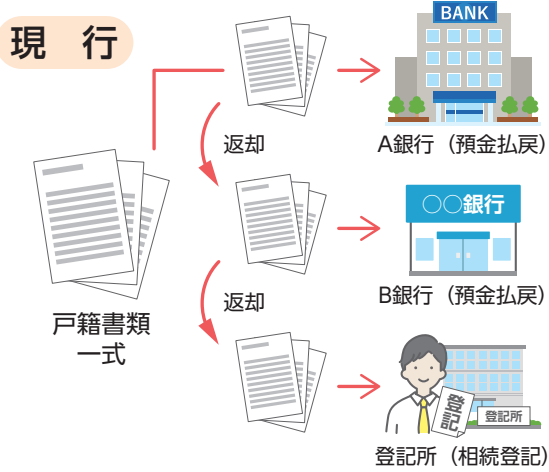


一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他



ポイント！
預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

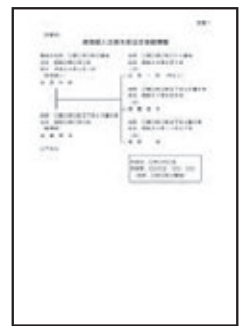
- ① 申出 (法定相続人又は代理人)
- ② 確認・交付 (登記所)
- ③ 利用

- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！
時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家^{※2}に依頼することも可能です。

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却



- ③ 各種相続手続へお使いください。
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明に関する問い合わせ先 東京法務局登記電話案内室 ☎03-5318-0261

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- ▶今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- ▶相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- ▶登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- ▶相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について詳しくは、
以下の二次元コードか、
「法務省 所有者不明」で検索！



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU